

## 楽しく手話に触れられるハンドブックを作成しました

杉並区では、令和5年度に「杉並区手話言語条例」を制定し、これまで以上に手話に対する理解の促進、手話の普及および手話を使用しやすい環境整備のための施策などを進めてきました。令和7年の東京2025デフリンピックの東京開催などにより、今後手話への関心は一層高まることを見込まれます。

そこで、初めて手話を知る人や、興味はあるけれど何から始めたらよいか分からない人が楽しく手話に触れるためのハンドブックを作成しました。

このハンドブックでは、手話表現の説明だけでなく、「杉並区手話言語条例」、「きこえない人・きこえにくい人とは」、「目で見えるコミュニケーション手段」など、きこえない人・きこえにくい人の状況の理解につながる内容となっています。

また、ハンドブックに使用されているイラストは区内在住の絵本作家、スギヤマカナヨさんによる描きおろしで、親しみやすい内容となっています。

このハンドブックは、5月15日(金)から区役所本庁舎1階の障害者施策課、区内の地域区民センター、コミュニティふらっと、高円寺障害者交流館、障害者福祉会館などで配布する予定です。

区ホームページ

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/1798.html>



### 【障害者施策課長のコメント】

これまで手話に興味があっても「難しそう」「どこから始めればいいのかわからない」と感じ、一歩を踏み出せなかった方も多いのではないのでしょうか。本ハンドブックは、そうした方がまずは手話に触れてみるができるよう、親しみやすいイラストと分かりやすい構成としています。ぜひ多くの方にご覧いただき、楽しみながら手話の世界に触れていただけたらうれしいです。

### 【報道機関 問い合わせ先】

障害者施策課長：03-3312-2111（内線）1141

広報課報道係：03-3312-2111（内線）1502

